

文化財などの保全事業に補助

地域の中で守られてきた文化財や伝統行事を後世に継承 していくための事業に対して補助します。

【対象】 ◇文化財の修理 ◇収蔵庫の設置・修繕

◇芸能備品の購入・修繕 ◇芸能記録の作成

◇伝承教室の開催 ◇説明板の設置 など

【申し込み方法】各自治会長あてに送付する申請書に必要事 項を記入し、6月30日金までに文化振興課へ。

▶詳しくは、文化振興課(☎66·1019)へ。

狂犬病予防注射の案内

【日程】**◎西·加佐地区**…4月10日月~13日休

【場所】市内の集会場など76か所

【対象】生後91日以上の飼い犬

[料金] ◇登録犬…3,200円 ◇未登録犬…6,200円

※未登録犬の料金には登録手数料も含む

▶詳しくは、生活環境課(☎66·1064)へ。

臨時福祉給付金の申請 7月4日まで

消費税引き上げによる影響を緩和するため、所得の少な い人を対象に国から給付金が支給されます。該当者と思わ れる人には、申請書を郵送済み。期日までに手続きを。

【対象者】次の要件をすべて満たす人

- ◇平成28年1月1日に舞鶴市の住民基本台帳に記録され ている
- ◇平成28年度の市民税(均等割)が非課税の人。ただし、市 民税(均等割)が課税されている人に扶養されている人 と生活保護を受給している人は対象外。

【支給額】1人15,000円(1回限り)

【申請期限】7月4日以必着

▶詳しくは、福祉企画課(☎66·1011)へ。

お詫び

この度、青葉山ろく公園の指定管理者「特定非 営利活動法人ガバナンス舞鶴」の陶芸館元職員2 名による粘土代着服等の事実が発覚し、市は指定 管理者の指定取り消し処分を行いました。

取り消しに伴ない、皆様のご利用に支障を来た さないよう4月から当面、青葉山ろく公園(グリー ンスポーツセンター、パターゴルフ場、陶芸館) を市が直営で管理運営してまいります。

今後、指定管理者による管理状況の確認方法を 見直すとともに適切な管理を行ってまいります。

固定資産税の納税通知書を送付

市内に土地や家屋などを所有している人に、平成29年度 固定資産税の納税通知書を発送します。課税内容は同封の 課税明細で確認を。

●郵便局やコンビニでの納付

固定資産税は、近畿2府4県のゆうちょ銀行や郵便局、全 国のコンビニ各店舗でも納付できます(30万円を超える納 付はコンビニでは不可)。

▶詳しくは、税務課(☎66·1027)へ。

固定資産の価格などの縦覧 5月1日まで

所有している固定資産と市内の土地・家屋の価格が比較で きる「固定資産縦覧帳簿」を見ることができます。土地区分 には所在地・地目・地積・評価額、家屋区分には所在地・家屋 番号・用途・構造・床面積・評価額が記載。

(期間)4月3日月~5月1日月8時30分~17時

【場所】税務課

【縦覧対象者】固定資産税(土地・家屋)の納税者本人か委任 状を持った代理人

●価格に不服がある場合

固定資産税の価格に不服がある場合は、審査を申し出るこ とができます。期間は納税通知書を受け取った日の翌日から 3か月以内。

●課税台帳の閲覧

土地や家屋などの所有者、その代理人、借地・借家人は土 地や家屋などの課税台帳を随時閲覧できます。免許証など の本人確認ができるものが必要。代理人は委任状、借地・借 家人は契約が確認できる書類が必要。

▶詳しくは、税務課(☎66·1027)へ。

舞鶴働く場ガイド2017 掲載事業所を募集

U·I·Jターン希望者などの求職者に向けて、事業所の概要 と採用情報をホームページでリアルタイムに提供します。

【対象事業所】

市内に就業場所があり、平成29年度中に正社員の採用予 定がある事業所

【募集事業所数】

先着70社 ※業種ごとの定数を設ける場合あり

【掲載料】3,000円

【その他】新卒求人の公開は、6月1日休以降に開始

【申し込み方法】

所定の用紙(企業立地·雇用促進課備え付け、市·雇用対策協 議会ホームページからダウンロード可)で。

▶詳しくは、雇用対策協議会事務局(企業立地・雇用促進課 内、☎66·1021)へ。

土曜に窓口を開設 住民票や戸籍、印鑑登録など

引っ越しのシーズンにあわせて市民課の時間外窓口を開 設しています。正面玄関と裏口は閉まっています。来庁の際 は西口の出入口から入場してください。

【開設日時】4月1日・8日・15日の土曜日、9時~12時30分 【開設場所】市民課

【業務内容】◇住民異動届 ◇戸籍の届け出

◇印鑑登録 ◇印鑑登録証明書の交付

◆住民票の写しの交付 ◆戸籍謄(抄)本の交付

◇マイナンバーカードの交付(開設日の2日前までに予約 が必要)

【ご注意を】広域交付住民票の交付は不可。他課や他の市町村 などへの確認が必要な手続きはできない場合があります。

▶詳しくは、市民課(☎66·1001)へ。

児童扶養手当の月額変更

平成29年4月から児童扶養手当の月額が変更になりま す。第2子、第3子以降の加算額も変更。

| 区分 | | 平成28年8月~ | 平成29年4月~ |
|-------------|------|--------------------|--------------------|
| 第1子 (基本額) | 全部支給 | 42,330円 | 42,290円 |
| | 一部支給 | 42,320円~ 9,990円 | 42,280円~ 9,980円 |
| 第2子 (加算額) | 全額支給 | 10,000円 | 9,990円 |
| | 一部支給 | 9,990円~ | 9,980円~ |
| | | 5,000円 | 5,000円 |
| 第3子以降 (加算額) | 全部支給 | 6,000円 | 5,990円 |
| | 一部支給 | 5,990円~ | 5,980円~ |
| | | 3,000円 | 3,000円 |
| 振込月 | | 平成28年12月 | 平成29年8月 |

▶詳しくは、子ども支援課(☎66·1094)へ。

青少年の善行表彰候補者の募集

青少年の健全育成を目的に毎年実施している「青少年善行 表彰 |の候補者を募集します。

【対象】市内在住の満20歳以下で、次のいずれかに該当する 個人か団体

- ◇高齢者・障害者等への奉仕活動など
- ◇清掃·除草等の環境美化活動など
- ◇植樹·花いっぱい運動等の自然保護·文化財愛護活動など
- ◇顕著な発明・発見等の行為など
- ◇災害防止・救助等の行為など ◇小さな親切等の行為など
- ◇その他(上記に相当すると考えられる行為など)

【指定期間】平成28年4月1日~29年3月31日

【推薦できる人】満20歳以上の個人か団体

【推薦方法】6月9日 金までに所定の用紙(子ども支援課など に備え付け)に必要事項を記入し郵送かファクス、電子メー ルで子ども支援課(☎66·1008、FIX62·9897)へ。

育英資金のお知らせ

高校や大学、専修学校に進学している人で、経済的に就学 が困難な場合に育英資金を支給。

◈通学費補助金、奨学金·修学支援金

【対象】市民税非課税世帯(通学費補助金、大学・専修学校の 入学支度金は低所得世帯も対象。低所得の基準は、世帯の人 数により異なる)

【申し込み方法】所定の用紙(学校教育課、西支所、加佐分室に 備え付け。市ホームページからのダウンロード可)で。全期分 の申請は6月30日金まで。7月以降に申請した場合は、申請 月以降の分から支給(入学支度金は不可)。

▶詳しくは、学校教育課(☎66·1072)へ。

不育治療の助成を拡充

市が実施する不妊・不育治療の助成の内、不育治療の「医 療保険適用外の費用 | を平成29年4月の診療分から新たに 追加します。

【助成概要】

《現在の助成内容》

- ①医療保険適用となる不妊治療
- ◇助成額…保険診療の自己負担額の2分の1(上限6万円)
- ②人工授精(法律上の夫婦が対象)
- ◇助成額…医療費の2分の1(上限10万円)
- ※①と②の両方の場合は上限10万円
- ③医療保険適用となる不育治療
- ◇助成額…保険診療の自己負担額の2分の1(1回の妊娠 につき ト限10万円)

《追加する助成内容》

(4)医療保険適用外の不育治療(領収書が必要)

◇助成額…費用の2分の1(上限20万円)

- ◆1年以上前から京都府内に居住している
- ◇申請期限は、治療日の翌日から1年以内

【申請方法】申請書と医療機関の証明書を提出

▶詳しくは、保険医療課(☎66·1075)へ。

子ども・若者健全育成事業補助金の申請

子ども·若者の健全な育成·支援に関する活動に助成。 【内容】自然体験・ボランティア・非行防止・パトロールなどに

係る経費

【対象】5人以上で構成する市内の民間団体など 【補助率】対象経費の2分の1(限度額10万円)

【申し込み方法】6月30日金までに、所定の用紙(子ども支援 課に備え付け)に必要事項を記入し同課へ。

▶詳しくは、子ども支援課(☎66·1008)へ。



